

# 大震災を乗り越えて



消防庁次長 長谷川 彰一

平成23年3月12日午後、宮城県庁11階、政府の緊急災害現地対策本部事務室。ふと窓の外に目をやると、寒々とした曇天の下に雪がちらついている。今朝、上空から壊滅的な被災状況を調査したときには、天候も比較的落ち着いていたのに…。この雪の下で、現場の救助活動は困難を極めているのであろう！

翻って、平成23年3月11日14時46分、東京・霞ヶ関の金融庁ビル17階、防災担当副大臣秘書官室のテレビの緊急地震速報が鳴り、すぐに大きな揺れが続く。15時、総理官邸地下、官邸危機管理センターにて政府の緊急参集チーム会合開始。15時14分、政府の緊急災害対策本部が、災害対策基本法制定以来初めて設置。15時37分、同本部第1回会議。16時過ぎ、中央合同庁舎5号館3階、内閣府防災担当にて準備。18時前頃、防衛省A棟19階、政府調査団集合場所。18時42分、防災担当副大臣を長とする政府調査団が防衛省屋上から自衛隊ヘリCH-47にて離陸。

20時18分、宮城県、陸自・霞目駐屯地に着陸。21時05分、宮城県庁2階、宮城県災害対策本部事務局にて宮城県知事から被害状況等聴取。22時、県庁11階、政府調査団会議。22時半、県庁4階、県の第4回災害対策本部会合。23時以降、政府調査団会議や物資調達、現地対策本部の設置準備など

翌朝5時、県の第5回災害対策本部会議。6時、政府の緊急災害現地対策本部設置。7時、防災担当副大臣、知事らとともに陸自・霞目駐屯地から上空調査に離陸。

私は、4月1日付で次長を拝命しました長谷川です。消防庁で勤務させていただくのが、今回で3度目となります。

最初の勤務は、平成6年4月から1年3ヶ月の消防庁総務課です。今から思えば、まだまだ、政府の災害対応が貧弱な時代であったと思います。この間、4月には名古屋における中華航空機墜落炎上事故、6月には松本サリン事件、12月には福島飯坂温泉旅館火災、秋から冬に震度6（当時、震度6に強弱の区別はなかった）の地震が2回あり、年が開けた1月17日には阪神・淡路大震災、3月20日には地下鉄サリン事件、6月21日には函館空港ハイジャック事件が起きるなど、激動の1年3ヶ月であったと思います。いろいろと忸怩たる思いをしながら勤務したことを思い出しますが、私の消防に関わる原点でもあったと思います。

2回目は、平成17年9月から4年弱の消防・救急課及び総務課の勤務です。およそ10年ぶりに戻った消防庁の体制の強化ぶりには驚かされました。消防庁に国民保護・防災部が設置され、危機管理センターも整備されておりました。緊急消防援助隊は法制化され、装備の無償使用制度も創設されていました。2回目の勤務では、私自身は、消防の広域化のための消防組織法の改正、長崎グループホーム火災後の対策検討会委員、自治体消防60周年記念式典の挙行、平成21年4月の500億円に及ぶ補正予算の獲得などに携わるとともに、能登半島地震で官邸への緊急参集、岩手宮城内陸地震などで政府調査団の一員として現地へ飛ぶなどの任務にも当たりました。政府の災害対応が格段の進歩を遂げたことを実感しておりましたが、この間も、宝塚のカラオケボックス火災、渋谷のシエスパ爆発火災、大阪の個室ビデオ火災などの火災が頻発しました。

そして、平成21年7月からの3年弱は、内閣府の防災担当審議官として、政府全体の災害対応の責任の一端を担いました。最初の1年半くらいは、主に集中豪雨災害への対応などが頻発しておりましたが、昨年は、年初の大雪に始まり、新燃岳の噴火、そして東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風12号災害など大

きな災害が相次ぎ、それぞれの災害への対応と今後の防災対策の見直しとで、多忙な日々でありました。冒頭の記述は、大震災発災直後の私の行動を追ってみたものです。私が宮城県庁に着いたとき、私がかつて務めた消防庁総務課理事官の十数代後輩（現宮城県石巻市副市長）は、緊急消防援助隊の消防応援活動調整本部の要員として既に県庁入りしており、我々政府調査団の受け入れまでサポートしてくれました。消防庁の鋭敏な活動ぶりに改めて感謝した次第です。

先の大震災では、緊急消防援助隊を始め各機関の活動は、阪神・淡路大震災の教訓も活かしつつ、現状では最大限のものであり、改めて国民の感謝と敬意の念を受けたものと思います。しかしながら、それぞれの機関の懸命な活動にも関わらず、大きな被害を避けられませんでした。

もとより、我が国は自然災害と共生していくしかない地理的な条件下にあります。そして、ひとたび大きな災害が発生すれば、一定の被害を避けることは不可避にも思えます。このたびの防災対策の見直しでも、防災から減災へというのが大きな流れです。

阪神・淡路大震災を消防庁で経験した私が、いつも口にしてることが大きく二つあります。

一つは、災害対応は、待っていてはだめで、迅速な情報収集はもちろんですが、その中でも限られた情報から被災状況を予測して、こちらから動かなければならないということです。消防でいえば、阪神・淡路大震災を踏まえて、平成7年には消防組織法が改正され、要請を待たない消防の広域応援が可能になり、緊急消防援助隊が発足したのです。

もとより、その応援活動が十全の成果を上げるためには、日頃からの体制・装備の充実や、訓練や鍛錬が不可欠であることは論を待ちません。このたびの大震災で、あの福島第一の冷却活動で威力を発揮したいわゆるスーパーポンパー。実は、これは、あの阪神・淡路大震災で、神戸における水利の顕著な不足を踏まえて、海の水を使えるようにできないかという発想の下で、震災後の最初の補正予算で予算化した海水利用型水利システムそのものでありました。幸い、これを実働させる機会はあまりなかったのですが、このたびの大震災で思わぬ形で国民を救う形になったのです。

もう一つは、それでも、消防などによる公助には限界があるため、住民自身による自助や共助は欠かせないということです。私はよく言うのですが、阪神・淡路大震災の発災当時の神戸市は人口約150万の政令市でしたが、神戸市消防局の職員数は、1,300人弱しかありませんでした。そしてまた、その1,300人弱の職員のうちでも、発災時に当務に就いていた職員は3分の1程度だったと思われます。この体制に対して、火災だけを見ても、発災直後に少なくとも50件程度、発災当日だけで100件程度の火災が発生し、結果としておよそ7千件が全焼しているのです。そもそも消防力の整備指針は、発生した市街地火災が大きく延焼して大火になる前に初期に鎮圧するという思想で作られています。従って、日本の消防体制は、通常の火災や災害に対しては一定の体制になっていますが、いわば大災害（同時多発火災）仕様にはなっていないことを表しております。

しかし、全国くまなく20メートル以上の堤防を築くことが非現実的であるように、当時の神戸市消防局に100件の火災を消し止める消防力（加えて、7万件近い全壊に対する救助力）を求めることは、やはり非現実的であったといわざるを得ません。もちろん全国からの応援活動は迅速に行うわけですが、どうしてもタイムラグは避けられません。したがって、住民の日頃からの備え（防災訓練はもとより、建物の耐震化や家具の固定化なども含みます）と、災害時の助け合いは不可避であったわけです。阪神・淡路大震災でも、このたびの大震災でも、消防団をはじめとする地域の方々のご尽力には、深い敬意を表するものであります。

そして、以上申し述べたような二つのことは、このたびの大震災で、ここで申し上げている人命救助について当てはまるのみならず、いわゆる物資・備蓄についても同じであることが、改めて再認識させられたわけであります。

その上で、我々、国民のいのちや財産を守る役割を担っている消防は、常に危険と隣り合わせの現場で、災害に全力で立ち向かわねばなりません。全国の消防人の皆様とともに、日頃からの備えを怠らず、やる気と誇りと使命感をもって職務に精進いたしたいと存じます。なにとぞ、よろしく願い申し上げます。